

令和3年9月

議案の概要

香川県政策部予算課

令和3年9月県議会定例会議案一覧

第1号 令和3年度香川県一般会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算 別表1のとおり

第2号 令和3年度香川県特別会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算 別表1のとおり

第3号 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案

- 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、引用している条項を改めるもの。
- 施行期日 公布の日

第4号 香川県情報公開条例及び香川県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例議案

- デジタル庁設置法の制定による総務省設置法の一部改正に伴い、関係条例について引用している条項を改めるもの。
 - (一部改正する条例)
 - ・ 香川県情報公開条例
 - ・ 香川県公文書等の管理に関する条例
- 施行期日 公布の日

第5号 香川県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。

(改正内容)

① 香川県個人情報保護条例

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項を改める。
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用している規定を改正後の個人情報の保護に関する法律を引用するよう改める。

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項を改める。

○ 施行期日 公布の日、規則で定める日

第6号 香川県防災対策基本条例の一部を改正する条例議案

- 災害対策基本法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 市町長が発令する避難勧告などのこれまでの避難情報を高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の区分に改める。
- ・ 市町長による個別避難計画作成の努力義務規定を設ける。

- 施行期日 公布の日

第7号 香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定による道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の整備等が認められる歩行者利便増進道路の構造基準を新たに定める。
- ・ 自動運転車の安全な運行を補助するため、交通安全施設として自動運行補助施設を追加する。

- 施行期日 公布の日

第8号 香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例議案

- 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 旅客バスターミナルなどの旅客特定車両停留施設の構造に関するバリアフリー基準を新たに定める。
- ・ 自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に関するバリアフリー基準を追加する。

- 施行期日 公布の日（一部、所要の経過措置を定める。）

第9号 香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例及び香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の制定による下水道法の一部改正に伴い、関係条例について引用している条項を改めるもの。

(一部改正する条例)

- ・ 香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例
- ・ 香川県流域下水道事業の設置等に関する条例

- 施行期日 規則で定める日

第10号 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画の策定について

- 計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- 策定理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や頻発化・激甚化する自然災害、加速化する人口減少問題など、本県を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、これまでの取組みの方向性を引き継ぎながら、県勢を維持・発展させていくため、令和3年度からの新たな香川づくりの指針として策定する。
- 計画の内容 本県の進むべき基本的方向とそれを実現するための取組みを総合的、体系的に整理するとともに、重点的に取り組む施策などを示す。

第11号 第4次かがわ男女共同参画プランの策定について

- 計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- 策定理由 男女共同参画社会基本法第14条及び香川県男女共同参画推進条例第8条に基づき、男女がともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、みずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指し策定する。
- 計画の内容 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、目指すべき基本目標とそれらを実現するための施策の方向性と具体的な施策を示す。

第12号 香川県国土強靱化地域計画（改定版）の策定について

- 策 定 理 由 国土強靱化基本法第13条の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の国土強靱化基本計画の変更、近年の大規模災害における課題及び新型コロナウイルス感染症など社会を取り巻く新たな課題等を踏まえ、より一層の対策の充実・強化を図ることを目的に改定版を策定する。
- 計 画 の 内 容 本県における最悪の事態の要因を「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」と「大規模な風水害」と設定し、これらへの対策を総合的に推進するため、目指すべき基本目標とそれらを実現するための施策分野ごとの推進方針を示す。

第13号 香川県環境基本計画の策定について

- 計 画 期 間 令和3年度から令和7年度まで
- 策 定 理 由 香川県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する。
- 計 画 の 内 容 本県の環境の保全に関する長期的な目標を掲げ、地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野と各分野にまたがる基盤整備・地域づくりについて、基本目標や施策の方向性を示す。

第14号 香川県みどりの基本計画の策定について

- 計 画 期 間 令和3年度から令和7年度まで
- 策 定 理 由 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第6条に基づき、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する。
- 計 画 の 内 容 本県の緑化の推進とみどりの保全に関する取組みの基本的方向を示す計画として、「森林整備と森林資源循環利用の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」という3つの大項目ごとに目標や施策を示す。

第15号 第4次かがわ食育アクションプランの策定について

- 計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- 策定理由 食育基本法第17条に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たな食育推進計画を策定する。
- 計画の内容 生涯にわたって心身ともに健やかな県民生活の実現を目指し、家庭や地域、学校、市町、関係団体等が一体となって推進する食育についての基本方針や施策などを示す。

第16号 香川県農業・農村基本計画の策定について

- 計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- 策定理由 農業・農村を取り巻く環境や農業構造が大きく変化する中、本県農業・農村を将来にわたり持続的に発展させていくために、これまでの取組みの成果や課題等を踏まえ、新たな農業・農村基本計画を策定する。
- 計画の内容 新たな本県農政の基本指針として、本県農業・農村の目指す将来像や目標などを明確にするとともに、その実現に向けた施策の展開方向などを示す。

第17号 香川県水産業基本計画の策定について

- 計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- 策定理由 水産業を取り巻く環境が大きく変化する中、本県水産業・漁村を将来にわたり持続的に発展させていくために、これまでの取組みの成果や課題等を踏まえ、新たな水産業基本計画を策定する。
- 計画の内容 新たな本県水産行政の基本指針として、本県水産業・漁村のめざす基本的方向や目標を明確にするとともに、その実現に向けた施策の展開方向などを示す。

第18号 香川県教育基本計画の策定について

- 計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- 策定理由 少子高齢化やグローバル化の進展など子どもを取り巻く社会状況の変化や、教育におけるICTの活用など新たな教育課題への対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえた施策を盛り込み、本県教育行政の総合的な計画として、新たな教育基本計画を策定する。
- 計画の内容 本県教育の進むべき方向と目指す目標、それらを実現するための総合的な教育施策を示す。

第19号 第4次県立病院中期経営目標の策定について

- 計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- 策定理由 県立病院を取り巻く環境が大きく変化し、厳しい経営状況が続くことが見込まれる中、安定した経営の下で良質な医療を継続して提供することができるよう、より一層の経営改善に取り組むための目標を策定する。
- 計画の内容 今後の病院経営の指針として、県立病院の経営理念、基本目標、経営方針等を明らかにする。

第20号 第七次香川県保健医療計画の変更について

- 現計画期間 平成30年度から令和5年度まで
- 変更理由 現行計画に基づき、がんや脳卒中などに関する医療連携体制の整備や、救急・周産期・災害医療などの地域医療の確保に重要な医療提供体制の整備などを実施してきたが、高齢化の進展に伴う保健医療に対するニーズの多様化などを踏まえ、中間見直しを行う。
- 主な変更内容 医療法の改正に伴い、外来医療に係る医療提供体制の確保や医師の確保に関する事項を新たに追加するとともに、環境等の変化に応じた本県の現状なども踏まえ、現行計画の指標及び記載事項を見直す。

第21号 建設事業に対する市町の負担金について

- 令和3年度建設事業に係るもの。

事業費	負担額
9,655,178千円	1,426,508千円

第22号 工事請負契約の締結について

- 件名 笠田高校校舎棟第1期改築工事
- 工事場所 三豊市豊中町
- 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 請負金額 1,034,000,000円
- 工事請負人 富士建設株式会社

第23号 訴訟の提起について

- 県営住宅家賃の長期滞納者等に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いの請求の訴えを提起するもの。
- 明渡しを求める住宅 8戸

第24号 専決処分事項の承認について

- 令和3年度香川県一般会計補正予算 補正額 1,256,530千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、高松市内の飲食店に対し営業時間の短縮を要請するにあたり、全期間を通して要請に応じた店舗に第5次の協力金を支給するとともに、要請対象店舗の従業員を対象にPCR検査を実施するため、予算補正を行ったもの。

- 専決処分日 令和3年8月4日

第25号 専決処分事項の承認について

- 令和3年度香川県一般会計補正予算 補正額 2,586,187千円

まん延防止等重点措置の適用を受け、高松市内の飲食店に対し営業時間の短縮を要請するにあたり、全期間を通して要請に応じた店舗に第6次の協力金を支給するとともに、県内の大規模施設等に対しても営業時間の短縮要請を行い、要請に応じた大規模施設等に協力金を支給するため、予算補正を行ったもの。

- 専決処分日 令和3年8月19日

第26号 専決処分事項の承認について

- 令和3年度香川県一般会計補正予算 補正額 1,540,027千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、高松市を除く全市町の飲食店に対し営業時間の短縮を要請するにあたり、要請に応じた店舗に第7次の協力金を支給するため、予算補正を行ったもの。

- 専決処分日 令和3年8月26日

別表 1

令和 3 年 度 9 月 補 正 予 算 総 括 表

一般会計（第 1 号議案）

（単位：千円）

区分 部局	現計予算額	補正予算額	左 の 財 源 内 訳										補 正 後 予 算 額	
			分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	寄附金	繰入金	繰越金	諸収入	県債	一般財源		
政 策	71,842,385	6,060,489			1,728					6,151,437			△92,676	77,902,874
総 務	75,925,359	△8,008						1,853					△9,861	75,917,351
危機管理総局	1,569,380													1,569,380
環境森林	4,838,104	3,500			3,500									4,841,604
健康福祉	92,967,221	17,482,041			13,945,972				3,426,225			109,844	110,449,262	
商工労働	67,183,888	1,326,405			1,326,405									68,510,293
交流推進	7,024,893	37,602			37,602									7,062,495
農政水産	19,157,464	58,943		8,400	48,164							2,379	19,216,407	
土 木	40,744,067	5,039			5,720							△681	40,749,106	
警察本部	26,463,289													26,463,289
教育委員会	90,018,195	△9,005										△9,005	90,009,190	
議会、出納局、 各種委員会	1,684,282													1,684,282
合 計	499,418,527	24,957,006		8,400	15,369,091			1,853	9,577,662				524,375,533	

特別会計（第2号議案）

（単位：千円）

特別会計別	現計予算額	補正予算額	左 の 財 源 内 訳													補 正 後 予 算 額	
			分担金 負担金	使用料 手数料	国 庫 支出金	財産収入	寄附金	繰入金	繰越金	諸収入	県 債	証紙収入	療養給付費等 交付金	前期高齢者 交付金	共同事業 交付金		
母子父子寡婦福祉資金	181,464	20,334								20,334							201,798
中小企業高度化資金	181,651																181,651
臨海工業地帯 造成事業	3,967,959								△681	681							3,967,959
集中管理	96,459,660									6,026	△6,026						96,459,660
証 紙	2,618,001	180,732								180,732							2,798,733
栗 林 公 園	309,678																309,678
吉野川総合開発香川用水 建設事業	1,353,193																1,353,193
番の州地区臨海工業用 土地造成事業	321,654																321,654
林業・木材産業 改善資金	30,507	17,633							△1	17,634							48,140
沿岸漁業改善資金	40,650	91,993							△10	92,003							132,643
駐 車 場 事 業	391,944	1,853								1,853							393,797
内 陸 工 業 団 地 造成事業	41,428																41,428
県 立 大 学	874,140																874,140
奨 学 金	535,865								△17,013	17,013							535,865
県 債 管 理	92,246,022																92,246,022
国民健康保険事業	97,331,928	4,948,171								4,948,171							102,280,099
合 計	296,885,744	5,260,716							△17,705	5,284,447	△6,026						302,146,460

補正予算主要事業の概要

【新型コロナウイルス感染症対策に係る補正状況】

項 目 名	補正予算額	令和3年度 現計予算額 (8月専決処分後)	令和2年度までの 累計予算額	補正後 累計予算額	備 考
○ 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	12,907,487	26,487,168	29,017,185	68,411,840	
○ 雇用の維持・事業の継続	1,326,405	3,905,872	10,302,512	15,534,789	
○ 県民の生活支援	1,169,379	835,207	3,358,993	5,363,579	
○ 学校の再開・学びの保障		62,620	160,230	222,850	
○ 地域経済の回復・活性化	62,300	2,244,415	4,097,506	6,404,221	
○ 感染症に強い社会・経済構造の構築		176,124	888,955	1,065,079	
合 計	15,465,571	33,711,406	47,825,381	97,002,358	

(一般会計)

【新型コロナウイルス感染症対策】

★印は、新規事業

(単位：千円)

項 目 ・ 事 業 名	補正予算額	説 明
I 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	12,907,487	
1 相談体制の強化	36,957	
1 新型コロナウイルスコールセンター運営事業	36,957	新型コロナウイルス感染症に関する県民からの受診相談、一般相談に対応するコールセンターの運営を行うもの。

2 検査体制の強化		175,008	
1	感染症検査体制強化事業	86,208	<p>検査体制を確保・強化するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査・疫学調査等に必要な試薬、抗原キット及び衛生資材等を追加購入（環境保健研究センター、保健所） ・感染急拡大時のPCR検査外部委託経費を措置 ・下水疫学調査を実施し、流行の早期検知への活用可能性を検討
2	PCR検査費等助成事業	88,800	<p>保険適用となるPCR検査、抗原検査の自己負担分を公費負担するもの。</p>
3 医療提供体制の整備・強化		10,971,198	
1	患者搬送体制等確保事業	28,114	<p>新型コロナウイルス感染症患者等の搬送体制を確保するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県タクシー協同組合との協定に基づく検体・患者等の搬送委託
2	入院医療機関病床確保事業	9,150,709	<p>新型コロナウイルス感染症患者が入院する病床の確保に必要な経費に対し補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空床補償、休床補償

項目・事業名		補正予算額	説明
3	軽症者等受入体制整備事業	1,463,522	<p>新型コロナウイルス感染症の軽症者等が、医療機関外で療養するための受入施設を確保等するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設借上げ料 ・生活支援委託料 ・医師、看護師人件費 等
4	★自宅療養者健康管理等事業	49,239	<p>自宅療養者の健康管理体制等を確保するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県医師会による自宅療養者への健康観察・往診等実施 ・自宅療養者への生活支援物資配付 ・貸出用パルスオキシメーターの追加整備
5	医療従事者活動支援事業	141,014	<p>新型コロナウイルス感染症患者の治療や看護等に従事する医療従事者の活動を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者治療等業務手当補助（1日あたり3千円又は4千円）
6	入院医療費等助成事業	138,600	<p>感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症で入院等した場合の自己負担分を公費負担するもの。</p>

4	新型コロナウイルスワクチン接種の推進	1,387,542	
1	ワクチン接種促進支援事業	1,387,542	<p>新型コロナウイルスワクチンの接種促進のため、接種費用に追加し、接種回数等に応じた医療機関等への支援を行うもの。</p> <p>①一定回数以上の個別接種を実施する「診療所」に対し追加交付（4週以上実施の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週100回以上 2,000円/回 ・週150回以上 3,000円/回 <p>②50回以上/日の個別接種を実施する「診療所・病院」に対し追加交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円/日 ※①の支援とは重複しない <p>③通常診療とは別の体制で、50回以上/日（週1日以上）の個別接種を実施する「病院」に対し、②に加え追加交付（4週以上実施の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師：7,550円/人・時間 ・看護師等：2,760円/人・時間 <p>④時間外・休日に集団接種会場に医師等を派遣する医療機関に対し追加交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師：7,550円/人・時間 ・看護師等：2,760円/人・時間 <p>★⑤職域接種を共同実施する中小企業又は大学等に対し、会場の設置等に係る費用を補助（外部の医療機関が出張して実施する場合に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種回数×1,000円 <p>※①～④は、11月末までの接種が対象</p>
5	福祉サービス提供体制の確保	33,452	
1	★高齢者施設換気設備設置事業	33,452	<p>高齢者施設における感染リスク低減のため実施される換気設備の設置に対し補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設：入所系介護施設・事業所 ・補助率：定額補助（上限：4,000円/㎡）

項目・事業名		補正予算額	説明
6 休業要請等への協力促進		15,330	
1	県有施設の臨時休館・休園への対応	15,330	<p>新型コロナウイルス感染拡大により県有施設を臨時休館・休園したことに伴い影響を受ける、当該県有施設内で営業する事業者を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象県有施設：栗林公園、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館
7 情報発信の強化		20,000	
1	情報発信強化事業	20,000	<p>新型コロナウイルス感染症に関する情報を正確、迅速に発信するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を活用した若い世代の方にも届きやすい、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報提供・啓発 ・感染拡大時や人流増加時期における感染防止対策の啓発
8 その他		268,000	
1	★飲食店感染防止対策認証取得・継続促進事業	260,000	<p>かがわ安心飲食店の認証取得を促進するとともに、継続的な感染対策を支援し、飲食店における感染拡大防止の取組みを一層推進するため、応援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給金額：10万円／認証店舗 ・対象店舗：令和3年12月15日までに認証申請を行い、令和4年1月末までに認証を取得した店舗
2	妊産婦支援強化事業	8,000	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中で、妊産婦が安心して出産にあたることのできるよう支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の分娩前PCR検査費用の助成

II 雇用の維持・事業の継続		1,326,405	
1 雇用の維持		231,055	
1	香川県緊急雇用維持支援金	231,055	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内事業所の休業等について、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主に対して、県独自の助成を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象：中小企業 ・対象期間：初日が令和3年7月1日から同年11月30日までの休業等 ・助 成 率：国の支給決定額の1/18（1事業所当たり100万円を上限） <p>※国助成率が10/10の場合は対象外</p>
2 県内事業者の事業継続支援		1,095,350	
1	香川県営業継続応援金（第3次）	1,068,750	<p>全国的な緊急事態措置、まん延防止等重点措置の実施や、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことなどにより大きな影響を受けた県内事業者に応援金を支給し、営業継続を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 者：①主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者 <ul style="list-style-type: none"> ②上記①に該当する事業者と直接の取引がある事業者 ③県内の飲食事業者と直接又は間接の取引がある事業者 ④飲食事業者 <p>※ただし、①～④いずれとも、令和3年8月・9月の飲食事業者及び大規模施設等(テナント事業者除く)への営業時間短縮要請の対象となった事業者は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件：令和3年7月から9月の県内事業所での売上の合計額が、令和元年又は平成30年同期比で30%以上減少していること 等 ・支 給 額：①売上減少率が50%以上の場合 上限20万円/事業者 <ul style="list-style-type: none"> ②売上減少率が30%以上の場合 上限15万円/事業者 <p>※ただし、①・②とも、売上の減少額を上限とする。</p>

	項目・事業名	補正予算額	説明															
2	★香川県酒類販売業支援事業	26,600	<p>本県のまん延防止等重点措置として実施された、高松市内の飲食店に対する営業時間短縮や酒類提供停止の要請により影響を受けた酒類販売事業者に支援金を支給し、事業継続を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：県内に住所・本店を有し、酒類の製造免許又は販売業免許を受けた者（中小法人等又は個人事業者等に限る） <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、令和3年8月・9月の飲食事業者及び大規模施設等への営業時間短縮の要請対象となった者を除く。 ・支給要件：①本県のまん延防止等重点措置に伴う飲食店の営業時間短縮又は酒類提供の停止の影響を受けていること（要請に応じた高松市内の飲食店と直接・間接の反復継続した取引実績があること） <ul style="list-style-type: none"> ②上記①の影響により、令和3年8月又は9月の月間売上が、令和元年又は令和2年の同月比で30%以上減少していること <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、当該月及び前月の月間売上が2か月連続で15%以上減少している場合は、当該月は30%以上減少しているものとみなす。 ③上記②に係る月間売上減少割合が50%以上の場合は、国の月次支援金を受給していること ④事業の継続・立て直しに向けた取組みを行っていること <p>※以上の①～④の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額：1事業者・ひと月当たり、当該月に係る売上減少額（月間売上減少割合が50%以上の場合は、売上減少額から国の月次支援金相当額を控除した額） <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、次表の額を上限とする。 <table border="1" data-bbox="1184 1189 2072 1398" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>月間売上減少割合</th> <th>中小法人等</th> <th>個人事業者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%以上～50%未満</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>50%以上～70%未満</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>70%以上～90%未満</td> <td>40万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>60万円</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	月間売上減少割合	中小法人等	個人事業者等	30%以上～50%未満	20万円	10万円	50%以上～70%未満	20万円	10万円	70%以上～90%未満	40万円	20万円	90%以上	60万円	30万円
月間売上減少割合	中小法人等	個人事業者等																
30%以上～50%未満	20万円	10万円																
50%以上～70%未満	20万円	10万円																
70%以上～90%未満	40万円	20万円																
90%以上	60万円	30万円																

Ⅲ 県民の生活支援		1,169,379	
1 県民の生活支援		1,169,379	
1	生活福祉資金貸付事業	1,162,119	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、緊急の貸付を実施するもの。(香川県社会福祉協議会へ貸付原資を追加補助するもの。)</p> <p>(緊急小口資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付上限額：10万円(学校の休業等の特例：20万円) ・償還期限：2年(据置期間1年以内) ・無利子、保証人不要 <p>(総合支援資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付上限額：月20万円(単身世帯は月15万円) ・貸付期間：原則3月以内 ・償還期限：10年(据置期間1年以内) ・無利子、保証人不要
2	★生活困窮者自立支援金支給事業	7,260	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対し、自立支援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額：単身世帯6万円/月、2人世帯8万円/月、3人以上世帯10万円/月 ・支給期間：3か月 ・収入要件(世帯)：月收入が下記①+②以下 <ul style="list-style-type: none"> ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額 ・資産要件(世帯)：単身世帯46.8万円以内～4人以上世帯100万円以内

項目・事業名		補正予算額	説明
IV 地域経済の回復・活性化		62,300	
1 県産品の販売促進		24,000	
1	★かがわの県産品応援割事業	24,000	「栗林庵オンラインショップ」の活用による県産品の購入促進キャンペーンを展開し、県産品のPRと販売促進を通じ、需要喚起や消費拡大に取り組むもの。 ・オンラインショップで3,000円購入ごとに1,000円の割引実施
2 農畜水産物の支援		34,800	
1	★かがわの農畜水産物消費喚起事業	34,800	新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用需要が減少している県産農畜水産物の消費拡大につなげるための販売促進等を行うもの。 ・野菜、果物、花き、オリーブ畜産物、水産物等を対象とした「かがわのイチオシ農畜水産物応援キャンペーン」の実施 ・水産物の学校給食への利用促進支援
3 林業の支援		3,500	
1	香川県産木材住宅緊急助成事業	3,500	新型コロナウイルス感染症の影響により、輸入木材が減少し、木材価格が上昇している状況を踏まえ、県産認証ヒノキ材を活用した住宅建築等への助成を行い、県産木材の利用促進を図るもの。 ・補助上限額：50万円 ・補助額：材木使用量1m ³ につき1万円 1.5m ³ 超の場合は4万円加算等

【その他の補正】 ★印は、新規事業

(単位：千円)

項目・事業名		補正予算額	説明
I その他の補正		9,509,129	
1	★豚熱防疫体制強化事業	24,143	<p>兵庫県淡路市で死亡野生イノシシの豚熱陽性が確認され、香川県が豚熱ワクチン接種推奨地域に設定されたことに伴い、県内での発生を防ぐため、豚熱ワクチン接種等の防疫体制の強化を図るもの。</p> <p>①豚熱ワクチン接種実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で飼養されている豚を対象に豚熱ワクチンの接種を実施するもの。 <p>②抗体検査等実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚熱ワクチン接種後の豚を対象に抗体検査を実施するとともに、農場で豚熱の疑いがある豚が発生した場合にPCR検査を行うもの。 <p>③野生イノシシ監視強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生イノシシに対するPCR検査により、感染状況の監視を強化するもの。
2	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金返還金	3,426,225	医療提供体制整備等のため、令和2年度に国から交付された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の、執行に伴う不用額を国に返還するもの。
3	財政調整基金積立金	4,789,000	令和2年度決算剰余金9,577,663千円の2分の1相当額を地方財政法に基づき、積み立てるもの。
4	県債管理基金積立金	1,269,761	令和2年度決算剰余金のうち、財政調整基金への積み立てを行う残額から、今回の補正予算で必要となる財源を差し引いた額について、今後の県債の償還に備えて積み立てるもの。

(特別会計)

(単位：千円)

会 計 名		補正予算額	説 明
1	母子父子寡婦福祉資金特別会計	20,334	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 <p style="text-align: right;">20,334 (現計 181,464)</p>
2	臨海工業地帯造成事業特別会計		<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 ・港湾施設管理費 <p style="text-align: right;">財源補正 (現計 3,967,959)</p>
3	集中管理特別会計		<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 ・文書作成費 <p style="text-align: right;">財源補正 (現計 96,459,660)</p>

4	証紙特別会計	180,732	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・一般会計繰出金 	180,732 (現計 2,618,001)
5	林業・木材産業改善資金特別会計	17,633	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・林業・木材産業改善資金貸付金 <li style="padding-left: 20px;">・運営事務費 	17,634 △1 (現計 30,507)
6	沿岸漁業改善資金特別会計	91,993	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・沿岸漁業改善資金貸付金 <li style="padding-left: 20px;">・運営事務費 	92,000 △7 (現計 40,650)
7	駐車場事業特別会計	1,853	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・番町地下駐車場管理運営費 	1,853 (現計 391,944)

	会 計 名	補正予算額	説 明
8	奨学金特別会計		<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・高等学校等奨学金貸付金 財源補正 <li style="padding-left: 20px;">・運営事務費 財源補正 <p style="text-align: right;">(現計 535,865)</p>
9	国民健康保険事業特別会計	4,948,171	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・償還金及び還付加算金 1,921,250 <li style="padding-left: 20px;">・財政安定化基金積立金 3,026,921 <p style="text-align: right;">(現計 97,331,928)</p>